

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第七中学校

校長氏名 白石貴志公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 自分自身を見つめ、自己を理解し受容することで、自ら学び成長する意欲を育む。
- (2) 周囲の状況を把握し、状況に応じた行動をすることで対人関係を豊かにし、より円滑に人と関わることができる態度を育む。
- (3) 在籍学級や各教科の内容に合わせた学習上の課題や、日常生活上の困難に対処する方法を身に付けることで、情緒の安定を図り、主体的に学習活動に取り組む力や、落ち着いて学校生活を過ごす力を育む。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 拠点校巡回指導教員、学級担任、特別支援教育コーディネーターと協働し、特別支援教室と在籍学級とで連携した指導を行う。
- (2) 年度当初に保護者の意向を確認し、前年度から引き継いだ今年度の学校生活支援シートを作成し、指導に活用するとともに支援の方針や目標を共有する。
- (3) 対象生徒の学校生活や学習活動に適応できていない原因を把握し、学校生活支援シートに基づいた連携型個別指導計画を作成し、生徒の実態に合わせた指導に活用する。
- (4) 特別支援教室専門員を中心に、拠点校巡回指導教員とともに、連携型個別指導計画に基づいて、生徒一人ひとりの実態に応じた個別及び小集団指導を行う。

3 指導の重点

- (1) 言語の受容と表出、形成と活用、コミュニケーション手段の選択と活用、状況に応じたコミュニケーションに関する指導を行う。
- (2) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成、状況の理解と変化への対応、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲につなげる指導を行う。
- (3) 他者の意図や感情の理解、自己の理解と行動の調整、情緒の安定に関する指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 月・週・1日あたりの授業時数は、生徒の実態に合わせて柔軟に編成し、1単位時間を分割して取り組む課題を複数展開したり、個別指導と小集団指導等の授業を2展開したりする等の工夫を行う。
- (2) 家庭や医療等の専門機関との連携・協力を図り、生徒の実態を把握し指導に活かす。
- (3) 特別支援教室と在籍学級の連携型個別指導計画を作成し、在籍学級及び家庭での生活の充実に向けた支援を行う。
- (4) 隔月開催の拠点校グループの関係者会議を通して、特別支援教室に関わる手続きを確認するとともに、在籍学級との連携方法等を共有して、教室を円滑に運営する。